

春の定期貯金キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	・スーパー定期貯金（複利型）
2. 取扱期間	・令和8年2月2日（月）～ 令和8年3月31日（火）
3. 販売対象	個人【個人事業主を含む】
4. 期間	・定型方式 3年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 販売総額	・50億円 ※販売総額に到達次第、取扱いを終了させていただきます。
6. 預入方法 （1）預入方法	・店頭からの一括預け入れに限ります。 ※ATM、JAバンクアプリプラス（ネットバンク）は対象外となります。
（2）預入金額	・10万円以上の新規資金 ※当JA貯金からの振替は不可とします。 ただし、組合員（その家族含む）に限り、預入金額の50%以上を新規資金とすれば振替も可とします。
（3）預入単位	・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
8. 利息 （1）適用金利	・0.6%を初回満期日まで適用致します。 なお、自動継続の場合には、スーパー定期貯金＜複利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
（2）利払方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
（3）計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。
（4）税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 <u>※2013年1月1日から2037年12月31日までは、国税に復興特別所得税の0.315%が加算されます。</u>
（5）金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。
9. 手数料	—

10. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.25% を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。												
11. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。ただし、その利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき、普通貯金利率が適用されます。 <table border="0"> <tr> <td>① 6 か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr> </table>	① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%	③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%	④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%	⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%	⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%
① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%												
③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%												
④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%												
⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%												
⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%												
12. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
13. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 各支店または本店金融統括部 (電話 : 0985-31-2069) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。)												
14. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。												

J A みやざき